

令和4年度 緑地の利活用運営に向けた実証実験支援業務委託 仕様書

1 業務目的

本市では、保全緑地に残る貴重な自然環境を活かし、自然体験や環境学習などの場として有効活用することで、次世代を担う子どもたちが自然にふれあい、体験するなかで、緑への愛着を醸成するとともに、利用者自らが、必要な樹林地管理を主体的に行うことにより、持続可能な協働の担い手の確保につなげ、保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を推進している。

本業務は、「(仮称) わんぱくの森」取組の新たなモデル地区として菅生緑地ほか1か所において、貴重な自然環境の中で、様々な野外活動体験を通して元気な川崎の子どもを育み、保全緑地における利活用と保全の好循環へとつなげていくための実証実験を実施するものである。

2 委託業務期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

3 対象緑地

菅生緑地（川崎市宮前区水沢1丁目3番地）

春日台公園（川崎市高津区千年1-1-49-1）

4 業務の内容

菅生緑地および春日台公園の利活用と保全の好循環の推進に向けて、既存活動団体と連携した緑地の利活用運営における実施概要を示した「実施計画書」を作成の上、監督員の承認を得て、以下の業務を行う。

(1) 緑地の利活用企画立案

ア 既存活動団体の活動への参加

各緑地で活動している既存活動団体の活動に参加し、緑地や周辺地域、活動団体等の状況把握を行う。

イ 緑地の利活用を促す企画イベントの立案

緑地の利活用を促すため、既存活動団体や地域の団体等と連携して、様々な野外活動を体験できることを認識してもらう企画イベントを立案する。

ウ 緑地の利活用と保全活動メニューの企画

既存活動団体と連携して、企画イベントとは別に野外活動をしてみたい団体等が利活用し、保全活動に参加してもらう活動メニューを企画する。

(実際には利用を希望する団体等と調整をしていくが、既存活動団体と最低限のルールなどすり合わせをしておく)

(2) 緑地の利活用運営

ア 企画イベントの開催

令和4年9月から令和5年1月末までの期間において、各緑地1回以上、既存活動団体と連携して広く市民が参加できる参加料無料（一部有料プログラムの提供は可能）の野外活動体験イベントを開催する。

イ 利活用の推進

令和4年9月から令和5年1月末までの期間において、各緑地2回以上、既存活動団体と連携して企画イベントとは別に野外活動をしてみたい団体等と利活用や保全活動を行う。

ウ 緑地の利用の受付・調整

ホームページを作成し、問合せ先を設け、野外活動をしてみたい団体等の問合せに対し、適切に対応する。

緑地の利用に対しては、受付を行い、利用日や利用場所の調整を行う。なお利用の際は、利用団体が竹林管理や下草刈りを実施するなど、健全な樹林地環境の保全につながる取組を調整し推進するものとする。

エ 利用促進に向けた広報・PR

ホームページ・チラシ等により、広報・PRを実施し、利活用を促進する。

(3) 結果の検証・報告

ア 利用者アンケートの実施

利用者や既存活動団体に対するアンケートやヒアリング等を実施し、今後の利活用と保全の好循環の創出に向けた管理運営の課題等を整理する。

イ 運営結果報告書の提出

以下の項目について運営結果報告書をまとめる。

- ・利用状況
- ・収支状況
- ・利用者の事故や苦情等
- ・利用者に対するアンケート等の実施結果
- ・利活用と保全の好循環の取組内容
- ・利活用推進に向けた課題等
- ・その他、川崎市が指定する事項

5 成果物

- ・事業実施報告書（A4判カラー冊子） 1部
- ・事業実施報告書電子データ 1式

※Microsoft Word、Microsoft Excel、Power Point など編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式でCD-RやDVD-R等の媒体で提出するものとする。

6 現状回復

業務終了時は、使用前の状態に回復すること。ただし、市と協議の上、同意が図られた事項についてはこの限りではない。

7 利活用運営にあたっての留意事項

(1) 火気の取扱いについて

本委託における火気類を取り扱う野外活動体験は、監督員と調整のうえ限定された場所に限り、安全対策を講じた上で、実施できるものとする。ただし、直火は禁止とする。火気類を取り扱う野外活動体験の実施にあたり、主催者は、所轄消防署予防課及び環境局環境対策部環境保全課に日時場所、内容、当日の連絡先を事前連絡すること。

(2) 有料プログラムの実施について

有料の体験プログラムを実施する場合には、あらかじめ市の承認を得た上で実施することができる。有料プログラムの内容は、業務目的に留意したプログラムとし、参加者の負担額はプログラム実施に必要な実費負担程度とすること。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

神奈川県の方針及び関係機関が定めるガイドラインに則り、来園者に向けた各種新型コロナウイルス感染症対策を準備すること。

(4) イベント傷害保険の加入について

野外活動体験イベントを実施の際は、施設入場者傷害保険（レクリエーション傷害保険）に加入すること。

8 その他留意事項

(1) 受託者は、関係法令、条例、規則等を遵守すること。

(2) 利用者の個人情報、川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。

(3) 本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。

(4) 本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。

(5) 本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。